

	令第 2 条第 2 項	作成（改訂）日
	地盤面の算定	令和 7 年 4 月 1 日
地盤面の算定（盛土する場合）		
<p>建築物が接する位置に盛土をする場合</p> <p>原則として現状地盤を基準とする。ただし、下記に該当する場合はその取扱いによる。</p> <p>敷地の衛生上、安全上必要な盛土（敷地が道路より低い場合等で敷地内排水、避難経路の確保に必要な範囲の盛土）は、盛土をした後に建築物が接する位置。それ以上の盛土の場合は、現状の地面と盛土後の地面との間の適切な位置。</p> <p>局部的な盛土（花壇等部分的な盛土で容易に撤去可能なもの等）をした場合は、現状の地面。</p> <p>都市計画法の開発許可を受けたその地盤面。</p>		
技術的助言など		
参考文献など		